

副本

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

原告 株式会社自由社

被告 国ほか3名

準備書面(2)

令和4年3月31日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告国指定代理人

市原麻衣



唐沢真一



高橋佑介



安井順一郎



度會友哉



廣野宏正



池田真信



永野徳史



古閑喜周



被告国は、本書面において、引き続き訴状における原告の主張に対する被告国の反論を行う。

なお、略語については、本書面及び別紙において新たに定義するもののほか、従前の例による。

## 第1 被告国の主張の概要

1 国賠法上の違法は、権利ないし法益の侵害があることを前提として、その公権力の行使が、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいうものと解されることは、被告国の令和4年1月20日付け準備書面(1)（以下「被告国準備書面(1)」という。）26ページ以下で主張したとおりである。

2 そして、教科用図書としての合否の判定等の判断は、様々な観点から多角的に行われる学術的、教育的な専門技術的判断を要する事柄であるから、その性質上、文部科学大臣の合理的な裁量に委ねられている。

以上のような専門的判断を適切に行うべく、文部科学大臣は、合否の判定等に当たっては、文部科学大臣の諮問機関である検定審議会の意見を尊重して行うこととなっているものであるから、その検定審議会の判断の過程に、申請図書の記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況等についての認識や、検定基準等に違反するとの評価等に関して看過し難い過誤があり、文部科学大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合に限り、当該判断は、裁量権の範囲を逸脱したものとして、国賠法上違法となり得ることも、被告国準備書面(1)（27ページ）において述べたとおりである（家永第一次教科書訴訟判決参照）。

3 そこで、被告国は、訴状別紙2に挙げられた50件の検定意見相当箇所について、検定審議会が行った判断の過程における、申請図書の記述内容又は欠陥

の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況等についての認識や、検定基準等に違反するとの評価等に関して看過し難い過誤がないことにつき、別紙のとおり主張する。なお、項番31以下については、追って主張する。

## 第2 本書面別紙について

1 被告国（文部科学大臣）は、原告が訴状別紙2に掲げる計50件を含む検定意見相当箇所について、その理由を乙A18及びその交付時の口頭説明において示し、また、このうち原告の反論書（乙A20）において反論のあったものについては、重ねて乙A23及びその交付時の口頭説明において示したところである。

2. なお、本書面別紙につき、以下の点を補足して説明する。

### (1) 検定基準について

ア 検定意見は、検定基準にしたがって付すものである。

例えば、訴状別紙通番1の場合は、別紙通番1のとおり、写真の建物が復元物であるか否かを誤解するおそれがあることから、検定基準第2章3(3)にいう「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（乙A19）に該当するものとして、検定意見を付している。

不合格理由の事前通知の手続（被告国準備書面(1)18ページ）においては、通知を受ける申請者の便宜のため、検定意見相当箇所として付された意見の内容とともに、検定基準の具体的該当箇所を明示している。乙A18における「検定基準」欄の記載において、検定基準の該当箇所を示しており、例えば、「3-(3)」は、検定基準第2章3(3)を意味する。

イ なお、検定基準第2章3(1)にいう「誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところ」と、検定基準第2章3(3)にいう「理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現」のように、記述の具体的な内容によっては、

複数の検定基準に該当するように思われる意見もあるが、この場合、どの検定基準に該当するものと判断するかについて、厳密な基準は設けていない。これは、検定基準のどの項目に該当するかによって、最終的な採否の判断における評価に差が生じるわけではないためである。

(2) 訴状別紙 2 通番 1 2 及び 4 1

同じ検定意見を指摘するものである。

以 上

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
1	142	写真	「長屋の一角」を示す写真と「4畳半」を示す写真	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、社会科歴史的分野の申請図書の検定においては、一般的に、建物については、現物として実在する(歴史的)建造物であるかその復元物であるかを学習上理解することが有益であるとされてきた。そのため、児童又は生徒が掲載された建物について、現物かその復元物かを区別させ両者を誤解することを防ぐ目的で、建物が復元である場合には、「復元」と明示することが求められる。一方で、設備や道具等については、多種多様なものがあり、一律に「現物」と「復元」の違いを認識することが重要とは言えないことから、「復元」の明示がないことをもって直ちに欠陥とは評価していない。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(142ページ。乙A27の01の1)における「長屋の一角」及び「4畳半」を示す写真は、建物を表す写真と理解できるところ、「復元」を示す記述等がない。そのため、中学校段階における合理的一般人が、写真の建物が復元物か現物かを区別できるための「復元」の明示を要するところ、これがなかったことから、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>他方、原告が挙げる学び舎の申請図書(121ページ。乙A27の01の2)の写真は、「共同井戸・便所とごみ溜め」と見出しが付されているとおり、本件申請図書の状況と異なり、建物としての「長屋」そのものではなく、「井戸」など個別の道具・設備類を模した展示物を取り上げたものと理解できる。「共同井戸」「便所」及び「ごみ溜め」は、いずれも設備ないし道具類であるところ、これを具体的に判断すると、当該設備ないし道具類は、現物の文化的価値と復元物のそれを学習上区別して理解することが求められないので、当該写真部分については教育上生徒が理解すべきとされる記述内容に誤解のおそれのある表現がないため、「復元」の記述がない場合であっても「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないといえる。したがって、学び舎の申請図書については、前記【検定基準等】に照らして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の01の1</li> <li>・乙A27の01の2</li> </ul>

訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
2	102	写真	③エルサレム	3-(4)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(4)では「(前略)記号(中略)などの表記は適切であって不統一はな」いこととされている。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(102ページ。乙A27の02の1)における写真「③エルサレム」は「岩のドーム」を撮影したものであると認められるところ、これは世界遺産「エルサレムの旧市街とその城壁群」を構成する遺産のひとつとして登録を受けているものである。そして、同ページの写真「①サンピエトロ大聖堂」に「世界遺産」を示す表記がある一方で、写真「③エルサレム」に「世界遺産」を示す表記がない。</p> <p>このように、本件申請図書において、世界遺産の登録を受けている「サンピエトロ大聖堂」に「世界遺産」を示す表記があるにも関わらず、同様に世界遺産の登録を受けている「エルサレムの旧市街とその城壁群」を構成する遺産の写真に「世界遺産」を示す表記がないことは、「表記」の「不統一」であり、検定基準第2章3(4)に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】 原告が挙げる教育出版の申請図書においては、28ページの写真「①岩のドーム(中央奥)と「嘆きの壁」(エルサレム)」において既に「世界遺産」の表記があり、同99ページの写真「⑥エルサレム」の写真は初出ではない(乙A27の02の2)。この点、前記【検定基準等】は、「表記」が実質的に統一化されていれば足りるものと解され、当該図書において初出箇所のみ「世界遺産」の表記を付すとの編集方針を否定するものではない。教育出版の申請図書においては、当該編集方針が採用されていることがうかがわれ、現に28ページの写真に既に「世界遺産」の表記があることから、同99ページの同一の写真に表記がない場合であっても、「表記」の「不統一」(検定基準第2章3(4))とは評価できない。よって、教育出版の当該記述は、「表記」の「不統一」に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の02の1</li> <li>・乙A27の02の2</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
3	225	囲み	⑧軍縮の時代」7～8行目「米英日の補助艦の比率が10:10:7に定められ」	3-(1)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(1)では「図書の内容に(中略)不正確なところ(中略)はないこと」とされている。そして、一般にロンドン海軍軍縮条約の補助艦の比率については、日本の補助艦の比率を対米英7割とする日本側の主張が通らず、この条約は後に「統帥権干犯問題」につながった歴史的事実がある(乙28の03の1)。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(225ページ)「⑧軍縮の時代」では、「米英日の補助艦の比率が10:10:7に定められ、危機感を抱く軍人も増えました」と記載されているところ(乙A27の03の1)、単に割合のみの記述であれば、概数である10:10:7の記述であっても「不正確」ではないと評価している。</p> <p>しかし、「危機感を抱く」の記述との関係を踏まえると、7割とすべき旨の日本側の主張が実現しなかったことを理解できるようにする必要があるものといえ、例えば、厳密に「69.75%(6.975)」と記したり、「約7割」「ほぼ7」のように厳密な7割を満たさないことが認識できる形で記述するなど文章上の工夫が必要である。</p> <p>本件申請図書では、単に「10:10:7」という記述となっていることから、文全体が前記の歴史的事実に照らして「不正確」と判断される。</p> <p>よって、「図書の内容に(中略)不正確なところ」があるもの(検定基準第2章3(1))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告が挙げる帝国書院の申請図書(216ページ。乙A27の03の2)及び日本文教出版の申請図書(231ページ。乙A27の03の3)では、日本側の主張が通らなかったことに対する反応としての歴史的事実を示す文脈(すなわち、本件申請図書における「危機感を抱く軍人も増えました」の部分に相当する記述)が記述されておらず、単に割合のみの記述にとどまっている。そして、前記のとおり、割合のみの記述であれば、概数の記述であっても「不正確」ではないと評価しているものである。</p> <p>よって、帝国書院及び日本文教出版の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「図書の内容に(中略)不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZA27の03の1</li> <li>・ZA27の03の2</li> <li>・ZA27の03の3</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZA28の03の1</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
4	36	囲み	「歴史の言葉 ④ 大和朝廷」中、「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、「ヤマト」という言葉は地理的範囲を指し示す用法もあるところ、その中には、日本列島(前近代の日本)を指す用法、現在の奈良県(旧大和国)を指す用法、奈良盆地の東部(三輪山山麓)を指す用法など、様々なものが含まれる(乙A28の04の1)。また、「ヤマト」の表記としては「倭」「大倭」「大養徳」「大和」など、時代や資料によってさまざまな漢字があてられてきた。さらに、現代の研究においても「倭王権」「大和王権」などの表記が用いられることがある(乙A28の04の1ないし3)。こうした「ヤマト」の特性を踏まえ、いずれの意味ともいずれの漢字ともとれる、多様な使い方を包含する表現として「ヤマト王権」が用いられている。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(36ページ、乙A27の04の1)では「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは地名との混同を避けるためです。」と記述されているところ、この記述では、「ヤマト」が前記のような多様な地理的範囲を指し示すことから、このうちどの地名との混同を避けようとするものなのか分からない。加えて、前記のとおり「ヤマト」には地名を指し示す用法もあるのであるが、前記の記述では、「ヤマト」は地名を指し示すものではないのかのように誤って理解するおそれがある。</p> <p>以上のとおり、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告が挙げる帝国書院の申請図書(30ページ、乙A27の04の2)の記述は、「国号の「倭」や後の地域名の「大和」と区別するため、「ヤマト」と表記しています。」とあり、「ヤマト」が多様な使い方を包含する表現であり、かつ、地名を指し示す用法があることが排除されていない。そのため、「ヤマト」とカタカナ書きとしている理由につき、中学校段階の合理的一般人が誤って理解するおそれはないといえる。</p> <p>よって、帝国書院の当該記述内容は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の04の1</li> <li>・乙A27の04の2</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の04の1</li> <li>・乙A28の04の2</li> <li>・乙A28の04の3</li> </ul>



訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
5	89	囲み	「㊦惣の掟の例」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(89ページ、乙A27の05の1)囲み部分「㊦惣の掟の例」において例示されている三つの掟の出された時期は、それぞれ異なる(乙A28の05の1、三六九衆議定書案の一つ目、及び三六三今堀地下掟書案における七つ目及び九つ目の条項)。異なる時期に出された三つの掟を当該囲み部分のように並べて表示した場合、中学校段階の合理的一般人は、同一の時期・機会に成立したものと誤って理解するおそれが認められる。</p> <p>よって、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告が挙げる東京書籍の申請図書(83ページ、乙A27の05の2)の囲み部分「㊧村のおきて」に記述されている各掟、及び日本文教出版の申請図書(95ページ、乙A27の05の3)の囲み部分「㊨今堀郷のおきて」に記述されている各掟は、同一の時期・機会に成立したものである(乙A28の05の1、東京書籍につき、三六九衆議定書案における一つ目から三つ目の条項、日本文教出版につき、同案における一つ目及び二つ目の条項)。そのため、本件申請図書と異なり、東京書籍及び日本文教出版の当該記述については、中学校段階の合理的一般人が、異なる時期に出されたものを同一の時期に出されたものと誤って理解するおそれはないといえる。</p> <p>よって、東京書籍及び日本文教出版の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準3(3))に該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の05の1</li> <li>・乙A27の05の2</li> <li>・乙A27の05の3</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の05の1</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
6	269	10 右	オリンピックには93か国5588人が参加しました。	3-(3)	<p>【検定基準等】  検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>1964年の東京オリンピックにおける参加国数については、日本オリンピック委員会(JOC)の公式ホームページにおいて「93の国と地域」との表現がみられること(乙A28の06の1)、また、当時の大会組織委員会の公式報告書や報道、日本史の主要な辞典類において東京オリンピックの参加国数が「94か国」とされていることから(乙A28の06の2ないし5)、これらが信頼性のある根拠であると言える。</p> <p>【本件申請図書について】  本件申請図書(269ページ。乙A27の06の1)では1964年の東京オリンピックにおける参加国数が「93か国」とされているところ、「93か国」という表現については信頼性のある根拠が確認されなかったことから、不適切な記載であると評価することができる。</p> <p>そして、前記記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、参加国が「93か国」と確定的な事実として誤って理解するおそれが認められる。</p> <p>よって、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】  原告が挙げる東京書籍の申請図書(243ページ。乙A27の06の2)及び学び舎の申請図書(264ページ。乙A27の06の3)では「93の国と地域」、日本文教出版の申請図書(260ページ。乙A27の06の4)では「94か国」と記述されている。</p> <p>これらの記述は、前出の信頼性のある根拠に基づくものであることから、記述として適切であり、かつ、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が、誤って理解するおそれもないといえる。</p> <p>これらのことから、東京書籍、学び舎及び日本文教出版の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】  以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の06の1</li> <li>・乙A27の06の2</li> <li>・乙A27の06の3</li> <li>・乙A27の06の4</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の06の1</li> <li>・乙A28の06の2</li> <li>・乙A28の06の3</li> <li>・乙A28の06の4</li> <li>・乙A28の06の5</li> </ul>

訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
7	156	10 - 12	1804(文化元)年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、ロシア側が樺太(1806年)や択捉島(1807年)にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷した際、レザノフ自身はカムチャッカからシベリア経由でロシアへ帰国する道中であり、ロシアによる樺太及び択捉島の襲撃には参加していない歴史的事実がある(乙A28の07の1)。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(156ページ。乙A27の07の1)における「1804(文化元)年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。」との記述については、第2文の「彼ら」が第1文の「レザノフ」を含むその一団を指すものと理解するのが一般的な誤解であるといえることから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、襲撃が1804年の出来事であり、かつ「彼ら」に「レザノフ」が含まれていると誤って理解するおそれがある。</p> <p>以上のとおり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告が挙げる山川出版社の申請図書(140ページ及び141ページ。乙A27の07の2)の記述は、「レザノフの部下が樺太(サハリン)や択捉島を襲撃する事件が起こった。」と明記されており、樺太や択捉島を襲撃したのは「レザノフ」本人ではなく、その部下であると読み取ることができるので、中学校段階の合理的一般人において、「レザノフ」本人が攻撃したものと誤解が生じるおそれはない。</p> <p>また、原告が挙げる育鵬社の申請図書(140ページ。乙A27の07の3)の記述は、「ロシア使節レザノフが長崎に来航し(中略)幕府は応じませんでした。そのため、ロシア船が樺太や択捉島に攻撃を加えてきました。」とあるとおり、通商を求めた主体は「ロシア使節レザノフ」とされているのに対し、樺太や択捉島に攻撃を加えた主体は「ロシア船」となっており、中学校段階の合理的一般人において、「レザノフ」本人が攻撃したものと誤解が生じるおそれはない。</p> <p>よって、山川出版社及び育鵬社の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の07の1</li> <li>・乙A27の07の2</li> <li>・乙A27の07の3</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の07の1</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
8	253	右上囲み	<p>【課題②について書いたさくらさんのノート】中、「⑤日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」</p>	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。 この点、日中戦争は複数の要因(アメリカからの支援も含む)によって長期化した歴史的事実がある(乙A28の08の1)。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(253ページ。乙A27の08の1)における「日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した」との記述について、中学校段階の合理的一般人は、「日中戦争は泥沼化」した理由が「アメリカは中国を支援」したことのみ求められると誤って理解するおそれがある。 よって、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】 原告が挙げる山川出版社の申請図書(240ページ。乙A27の08の2)の記述は、「国民党と共産党は日本との戦争のために協力し合うことを決め、抗日民族統一戦線を結成した。(中略)国民政府は首都を南京から武漢、さらに奥地の重慶に移し、物資の支援路(援蒋ルート)を通じてアメリカやイギリスなどからの援助を受けながら抗戦を続けたため、日中戦争は長期戦となった。」というものであり、日中戦争が長期化した要因として、国民党と共産党の抗日民族統一戦線の結成、重慶国民政府の抵抗、アメリカやイギリスによる支援など、日中戦争の泥沼化には複数の要因があったことを中学校段階の合理的一般人が誤解なく読み取ることができる。 また、原告が挙げる日本文教出版社の申請図書(244及び245ページ。乙A27の08の3)の記述は、「国民政府は、共産党と共同して日本軍と戦うことを決め、抗日民族統一戦線が成立し、日中の全面戦争に発展していきました。(中略)首都が移された重慶に爆撃を加え、国民政府を屈服させようとした。しかし国民政府は、アメリカやイギリスなどの援助を受けて抗戦を続け、戦争は長期化していきました。」というものであり、アメリカの中国援助に加えてイギリスの援助があったこと、国民党と共産党の抗日民族統一戦線の結成、重慶国民政府の抵抗など、複数の要因があったことを中学校段階の合理的一般人が誤解なく読み取ることができる。 さらに、原告が挙げる帝国書院の申請図書(238ページ。乙A27の08の4)の記述は、「中国では、毛沢東の率いる中国共産党が力を付け、蒋介石の率いる中国国民党(国民政府)との内戦が続いていました。しかし、共同して日本と戦うために対立を一時やめ、1937年9月に抗日民族統一戦線を作りました。(中略)国民政府は、首都を漢口、さらに奥地の重慶へと移し、アメリカ・イギリス・ソ連などの支援を受けて抵抗を続けたため、戦争は長期戦となっていきました。」というものであり、国民党と共産党の抗日民族統一戦線の結成、重慶国民政府の抵抗、アメリカ・イギリス・ソ連による支援など、日中戦争の泥沼化には複数の要因があったことを中学校段階の合理的一般人が誤解なく読み取ることができる。 これらのことから、山川出版社、日本文教出版社及び帝国書院の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、中学校段階の合理的一般人が、上記の歴史的事実を誤って理解するおそれはないため、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として ・乙A27の08の1 ・乙A27の08の2 ・乙A27の08の3 ・乙A27の08の4</p> <p>裏付け資料として ・乙A28の08の1</p>

訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
9	44	18 - 19	聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。	2-(1)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章2(1)では「図書の内容の選択及び扱いには、(中略)学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するかどうかは、本件申請図書の記述が中学校学習指導要領(平成29年告示)(以下「学習指導要領」という。乙A29)に示されている「内容の取扱い」に照らして不適切かどうかで判断することとなる。</p> <p>学習指導要領「第2章」「第2節 社会」「第2 各分野の目標及び内容」「(歴史的分野)」「3 内容の取扱い」(3)アでは、「聖徳太子の政治」を取り上げる際には、聖徳太子が古事記や日本書記においては、「厩戸皇子」などと表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」と記述されていることから(乙A29・55ページ)、これに沿った記述がなければ、申請図書の記述が学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切であると評価できる。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(44ページ。乙A27の09の1)では、「聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています」と記述されており、聖徳太子が「厩戸皇子」などと表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れる部分はなく、学習指導要領の内容の取扱い中の「後に「聖徳太子」と称されるようになったこと」に触れていないから、学習指導要領の内容の取扱いに照らして不適切である。</p> <p>よって、「図書の内容の選択及び扱いには、(中略)学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」(検定基準第2章2(1))に該当することから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告が挙げる育麟社の申請図書では、46ページから47ページにかけて、主に「聖徳太子」と記述がされているが、その後の54ページでは「『日本書紀』には聖徳太子について次のように書かれています。「厩戸皇子と曰す。(中略)ここから聖徳太子の本来の名が「厩戸」で、そのほかにもさまざまなよび名があったことが読み取れます。(中略)これらのことが由来となって、のちに人々から「聖徳太子」とよばれるようになりました。」と記述されている(乙A27の09の2)。</p> <p>当該記述は、前記の学習指導要領に照らして、聖徳太子が日本書記においては「厩戸皇子」と表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れているといえる。</p> <p>よって、育麟社の記述は、本件申請図書の記述内容とは異なり、「図書の内容の選択及び扱いには、(中略)学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」(検定基準第2章2(1))に該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の09の1</li> <li>・乙A27の09の2</li> </ul> <p>その他資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A29</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
10	156 - 157		「49. 欧米諸国の日本接近」(全体)	2-(1)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章2(1)では「図書の内容の選択及び扱いには、(中略)学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、本件申請図書の記述が学習指導要領に示されている「内容の取扱い」に照らして不適切か否かで判断することとなる。</p> <p>学習指導要領「第2章」「第2節 社会」「第2 各分野の目標及び内容」「〔歴史的分野〕」「2 内容」B(3)ア(工)における「幕府の政治の展開」として列記されている事項、すなわち、該当時期における「社会の変動」や「欧米諸国の接近」、「幕府の政治改革」等は、「(3)近世の日本」の学習内容として位置づけられているため(乙A29・50及び51ページ)、教科書の排列においても、原則としてこれらの内容は「近世の日本」の学習の一部を構成することが明確にされている必要がある。</p> <p>他方、「幕府の政治の展開」のうち幕末期の事象については、「近代の日本と世界」(同C「近現代の日本と世界」(1))の学習内容に位置づけられている「ア(イ) 明治維新と近代国家の形成」と近接していることから、教科書の排列上、時代の大きな流れを把握するための工夫として「近代の日本と世界」の学習内容と接続させて記述することも許容している。ただし、その場合であっても、上述した学習指導要領上の位置づけを踏まえ、教科書の排列において「幕府の政治の展開」の内容は「近世の日本」の学習の一部を構成することを明確にすべく、当該箇所が「近世の日本」の学習の一部を構成することが明確にされていることが必要である。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書では、学習指導要領上の前記「幕府の政治の展開」に位置付けられている「欧米諸国の接近」に相当する「49. 欧米諸国の日本接近」の内容が、学習指導要領上の「C 近現代の日本と世界」(1)ア(イ)に位置付けられている「明治維新と近代国家の形成」に相当する「第2節 明治維新と近代国家の成立」の一部とされているとともに、当該構成部分は、見出し等の記述により「近世の日本」の一部を構成することが明確に分かるように記述されていない(乙A27の10の1)。</p> <p>よって、「図書の内容の選択及び扱いには、(中略)学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」(検定基準第2章2(1))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>これに対し、原告の挙げる帝国書院の申請図書(160ページ)の小項目「外国船の来航と幕府の対応」は、「第4章 近代国家の歩みと国際社会」という「近代の日本」の一部を構成しているものの、当該記述は、「第2節 開国と幕府の終わり」(の節)の小見出しの下に記述され、161ページの右側の年表軸により、「外国船の来航と幕府の対応」に係る事実が江戸時代に含まれ、「近世の日本」の一部を構成することが明確に分かるように記述されている(乙27の10の2)。</p> <p>また、原告の挙げる日本文教出版の申請図書(172ページ、乙A27の10の3)の「①ゆらく幕府の支配一国内・国外の変化一」は、「第5編「近代の日本と世界」第1章「日本の近代化」という「近代の日本」の一部を構成しているものの、当該記述は、「2 近世から近代へ」の題目に含まれた形で記述されるとともに、173ページの右側の年表軸により、江戸時代に含まれ、「近世の日本」の一部を構成するものであることが明確に分かるように記述されている。</p> <p>以上の工夫により、帝国書院及び日本文教出版の各構成は、本件申請図書の構成等と異なり、「図書の内容の選択及び扱いには、(中略)学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」はないものといえ、検定基準第2章2(1)に該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の10の1</li> <li>・乙A27の10の2</li> <li>・乙A27の10の3</li> </ul> <p>その他資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A29</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
11	70	写真	①キャプション中、「警備の武士、僧兵たち」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、本件申請図書(70ページ。乙A27の11の1)に掲載された『春日権現験記絵』(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)に描かれた時期において、武官とは、律令制下における軍事警察関係官庁官人の総称であり(乙A28の11の1・35ページ)、武士とは、平安時代後期以降の武にかかわる者の存在をいい、武を職能とする集団またはその構成員のことであったとされている(乙A28の11の1・127ページ)。このように、当時の「武官」は、官庁の官人であり、基本的には武を職能としていないことに対し、「武士」は平安時代後期には、武芸すなわち弓射騎馬を専業とする者の身分であることから、両者は区別されなければならない。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書に掲載されている図画の範囲は、上述の『春日権現験記絵』の一部であり(乙A27の11の1)、白河上皇(中央の車に乗車している者)を警備するものとして「武官」(黒服、赤服、白服を着た者達)が描写されている。一方で、「武士」は描写されていない(乙A28の11の2)。</p> <p>しかし、当該図画1の説明文中では「(前略)お供の貴族、警備の武士、僧兵たち」と記述されていることから、中学校段階の合理的一般人は、お供の貴族や僧兵以外に、当該図画において確実に描写されていない「武士」が描写されているものと誤認し、図中の「武官」を「武士」と誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該説明文中の記述部分は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告の挙げる帝国書院の申請図書に掲載された図画は(62ページ。乙A27の11の2)、本件申請図書とは掲載されている範囲が異なり、右下の隅に烏帽子・狩衣姿の者たちも描写されている。また、当該図画の説明文中では「同行してきた貴族や警備にあたる武士たち」と記述されている。</p> <p>当該図画の描写場面と同時代における白河上皇の春日大社への外出について記述した文献史料として『中右記』があり、白河上皇の春日御幸に「武者所」の者たちが布衣(すなわち、狩衣)の姿で同行していたことが記述されている(乙A28の11の3)。また、「武者所」の者たちに「武士」が含まれていると解することは誤りとは言えない。これらを踏まえると、当該記述と当該図画の場面の表現とが対応すると考えられるところ、当該図画中の右下隅の烏帽子・狩衣姿の者たちに「武者所」の者たち、すなわち「武士」たちが含まれていると解釈することも誤りとはいえないことから、図画中に描写されている右下隅の烏帽子・狩衣姿の者たちに「武士」が含まれていると解することは誤りとはならない。</p> <p>これらの事情を踏まえると、当該図画中に描写されている内容を「同行してきた貴族や警備にあたる武士たち」と表現することが誤りであるとはいえず、説明文中の「武士」の記述が検定基準に照らして欠陥とまでは評価できない。</p> <p>このように、帝国書院は、本件申請図書と同じ場面を取り上げているものの、掲載している図画の範囲が異なっていることから、読み取れる情報も異なるのであって、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の11の1</li> <li>・乙A27の11の2</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の11の1</li> <li>・乙A28の11の2</li> </ul>

訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
12	68		兄の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サビエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(68ページ、乙A27の12の1)の「(兄)」の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サビエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね」と記述されているところ、同ページの他の記述を踏まえても、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述中の「古代までの日本」について、本件申請図書の第一章の章名を指すものではなく、一般的な記述と認識するおそれがある。</p> <p>そして、この場合において、中学校段階の合理的一般人は、当該吹き出し中の「約20万年前のアフリカでの「ホモ・サビエンス」(知恵のあるヒト)の誕生」という日本の外で発生した事象がどのように日本の古代史(「11世紀末の摂関政治の終わり頃まで」と結びつくのか、その意味を誤りなく理解することは困難といえる。</p> <p>よって、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告が挙げる東京書籍の申請図書(19ページ、乙A27の12の2)の右上部分では「この章では、人類の誕生から平安時代の中ごろまでの時代について学習します」と記述されているところ、「この章では」と明記されていることにより、中学校段階の合理的一般人は、当該記述が当該図書内の「第2章 古代までの日本」で学習する内容・範囲を示すことを理解することができる。</p> <p>よって、東京書籍の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <p>・乙A27の12の1</p> <p>・乙A27の12の2</p>



訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
13	21	図	「④日本人の祖先が来た3つのルート」中、津軽海峡	3-(3)	<p>【検定基準等】  検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に意味を理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】  本件申請図書(21ページ。乙A27の13の1)の図「④日本人の祖先が来た3つのルート」では、津軽海峡(北海道南端と本州北端との間にあって、日本海と太平洋とを結ぶ海峡)の部分は「数千年前の陸地」(凡例:黄緑色部分)として表記されている一方、同図の説明文では「津軽海峡は100m以上の深さがあったので、人々は氷の上を渡りました(略)」と記述されており、説明と図が整合しているとはいえず、中学校段階の合理的一般人は双方の関係性を理解することが困難といえる。  よって、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】  原告が挙げる日本文教出版の申請図書の図「①大陸と陸続きのころの日本列島(約2万年前)」(28ページ。乙A27の13の3)及び東京書籍の申請図書の図「①2万年前の日本列島と氷期の動物」(30ページ。乙A27の13の2)では、津軽海峡に当たる部分が「約2万年前の陸地」として表記されている一方、津軽海峡に係る(100m以上の深さがあったとの)記述がないことから、本件申請図書の記述内容と異なり、記述と図が整合していない部分はなく、中学校段階の合理的一般人が理解することが困難なものではない。  よって、日本文教出版及び東京書籍の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。  なお、原告は、その他の申請図書についても一覧を掲げるが(訴状別紙2・20ページ)、各申請図書のどの部分を指すかの特定もない上、前記のとおり、本件申請図書に対する検定意見は、図と説明文の不一致を指摘するものであって(その旨は乙A18及び乙A23からも明らかである。)、図における津軽海峡が陸続きに見えるかどうかを問題としているのではないから、反論を要しない。</p> <p>【小括】  以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	白表紙本該当箇所として ・乙A27の13の1 ・乙A27の13の2 ・乙A27の13の3 その他資料として ・乙A18 ・乙A23

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
14	31	16 - 17	稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、稲作の日本伝来ルートを巡る学説の状況については、長江流域からの伝来ルートを主張する学説もあるが、依然として朝鮮半島からの伝来ルートが有力(すなわち支持を集めている考え方)である。また、他にも南西諸島を経由したルートと主張する学説もあり、通説的考え方がある状況ではない(乙A28の14の1)。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(31ページ、乙A27の14の1)本文中では「稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました」と記述されているところ、中学校段階の合理的一般人は「〇〇と考えられるようになりました」という記述の内容が、歴史学では定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられるのが通常といえる。</p> <p>しかしながら、上記【検定基準等】のとおり、稲作の日本伝来ルートについては通説的考え方がある状況ではないところ、当該記述は、通説的考え方ではないと評価されるにも関わらず、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、稲作が長江流域から伝来したという説が通説的考え方であるものとして誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>なお、検定意見が、長江流域からの伝来の記述を否定する趣旨ではなく、当該記述をするならば、朝鮮半島からの伝来説が有力説であることも併せて記載するべきであるとの趣旨であることは明らかである(乙A18、乙A23)。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>帝国書院の申請図書の図「⑤世界各地の文明と栽培植物の伝わった方向」(16及び17ページ、乙A27の14の2)では、稲が長江流域を経由して日本列島に伝播したルートが明示されている(緑色矢印)が、当該図書(27ページ、乙A27の14の2)の本文中に「中国や朝鮮半島などから北九州へ渡来した人々が稲作を伝え(後略)」とあることから、中学校段階の合理的一般人は、稲作が長江流域から伝来したことを通説的考え方として誤って理解するおそれがないといえる。</p> <p>よって、帝国書院の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の14の1</li> <li>・乙A27の14の2</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の14の1</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
15	44	2 - 4	欽明天皇の治世であった552年、金銅（銅・青銅の金メッキ）の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といっています。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、仏教伝来の年については、538年に伝来したとする説と552年に伝来したとする説があり、通説的考え方がないため（乙A28の15の1）、年次を特定して記述するのであれば学説状況に照らして双方の説に触れて記述する必要がある。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書（44ページ、乙A27の15の1）には「（前略）552年、金銅（銅・青銅の金メッキ）の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といえます。」とのみ記述されているところ、このように、538年に伝来したとの説に触れず、552年に伝来したとする説の考え方を断定して記載した場合、この記述内容を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述が歴史学では定着している通説的考え方であるものと認識すると考えられる。</p> <p>しかしながら、上記【検定基準等】のとおり、仏教伝来の年については通説的考え方がある状況ではないところ、このような学説状況を踏まえると、通説的考え方ではないと評価されるにも関わらず、中学校段階の合理的な一般人は、552年に仏教が公に伝来したことを通説的考え方として誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>なお、原告は、「どちらの説も認めるべきである」（訴状別紙2・22ページ）と主張するが、検定意見は、どちらの説の存在も認めた上で、一方のみを断定的に記載することを問題視するものであることは明らかである（乙A18、乙A23）。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告の挙げる山川出版社の申請図書（36ページ、乙A27の15の5）には「6世紀半ばに百済から仏教が伝えられる」と記述され、東京書籍の申請図書（35ページ、乙A27の15の4）には「6世紀半ばに仏教を伝え」と記述されている。</p> <p>この「6世紀半ば」という表現には、538年及び552年の双方が含まれると解しうることから、双方の学説を包含するものと評価することが可能であるとともに、一方の考え方が通説的考え方と認識されるような形での記載ではないことから、中学校段階の合理的一般人において、誤って仏教伝来の年についての通説的考え方が538年又は552年のいずれかであるかと理解するおそれはない。</p> <p>よって、山川出版社及び東京書籍の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の15の1</li> <li>・乙A27の15の2</li> <li>・乙A27の15の3</li> <li>・乙A27の15の4</li> <li>・乙A27の15の5</li> </ul> <p>その他資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の15の1</li> <li>・乙A18</li> <li>・乙A23</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
16	71	4 - 5	院政が始まると、白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えたので、多くの荘園が上皇のもとに集まりました。	3-(3)	<p>【検定基準等】  検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。  この点、平安時代中期以降において「国衙」が国内の土地への課税や税の減免についての権限を握っていたとの歴史的事実がある(乙A28の16の1)。</p> <p>【本件申請図書について】  原告が挙げる本件申請図書(71ページ、乙A27の16の1)では「(前略)白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えた(後略)」と記述されている。  しかしながら、これは上記【検定基準等】記載の歴史的事実と異なる事実を述べるものであって、このように「白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えた」と記載した場合、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が、白河上皇が税の免除主体であると誤って認識するおそれがある。  よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】  育鵬社の申請図書(75ページ、乙A27の16の2)では「上皇は荘園に多くの権利をあたえて保護した(後略)」と記述されているところ、当該記述は、権利を与えた旨述べるのみであって、その前後を合わせ読んでも、税を免除したことや、当該権利中に税の免除が含まれる旨明示しているものではない。そのため、本件申請図書と異なり、中学校段階の合理的一般人において、白河上皇が税の免除主体であったものとして理解するとは考え難く、白河上皇が税の免除という特権を荘園に与えたものと誤って理解するおそれはない。  よって、育鵬社の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】  以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	白表紙本該当箇所として ・乙A27の16の1 ・乙A27の16の2 裏付け資料として ・乙A28の16の1

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
17	9	21 - 22 右	大化から■ ■まで (同ページ下歴史 モノサシ、11ペー ジ右22~23行目、 49ページ囲み⑤、 279ページ囲み⑤、 及び小見出し「平 成から〇〇へ」、 巻末折込年表「二 〇一九」も同様)	3-(3)	<p>原告が訴状別紙2・24ページにおいて「教育出版」の年表として挙げる画像は、正しくは帝国書院の申請図書のものである。</p> <p>したがって、原告の訂正を待たず、以下ではこれが帝国書院の申請図書であることを前提として反論を行う。</p> <p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に意味の理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書の年表中(9ページ・乙A27の17の1)では、元号を記載していると考えられる部分に「■ ■」と記述されており、当該記述を基準として判断した場合、中学校段階の合理的一般人は、「■ ■」の意味を理解することができないといえる。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>なお、同様の「■ ■」の表記は、このほか、11、49及び279ページにも見られるが、検定意見を付した理由は全て同じである。</p> <p>【他社の申請図書について】 原告の挙げる帝国書院の申請図書・折込6の年表中(乙A27の17の2)、現在「令和」が入るべきスペースは空白となっているところ、中学校段階の合理的一般人が当該空欄を見た際、表現自体が存在しないことから、理解することが困難とは言えない。</p> <p>よって、帝国書院の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	白表紙本該当箇所として ・乙A27の17の1 ・乙A27の17の2

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
18	105	図	「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「マゼラン」の線	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が誤った理解が生じないようにすべきとされる記述の内容に、誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書105ページ(乙A27の18の1) 図み「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」中には、「1522マゼラン(ス)」・「(ス)はスペイン」との表記がなされており、この記載は出航国を表しているものと理解できる。また、同ページにおける「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」の図中においてはスペイン及びポルトガルについて、色分けによる区別がなされており、ポルトガルには「リスボン」と、スペインには「パロス」の都市名とともに、その位置を示す○印が付され、かつ、マゼランの航路が「リスボン」(ポルトガル)から始まっているように記載されている。</p> <p>本件申請図書は、「1522 マゼラン(ス)」・「(ス)スペイン」との記載によって、読者に対し出航国を意識づけている一方で、地図上は(スペインの都市としてパロスが記載されているにもかかわらず、)航路の始点がポルトガルの都市(リスボン)にあることから、中学校段階の合理的一般人は、地図上の「リスボン」を出航地と認識するおそれがある。本件申請図書のような構成をとるのであれば、マゼランの出航国について誤った理解が生じないように、出航国が「スペイン」であることが認識できるようにすることが求められる。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとしてことから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】 原告の挙げる育鵬社の申請図書(108ページ、乙A27の18の3)の図「③16世紀ごろの世界」及び教育出版の申請図書(103ページ、乙A27の18の4)の図「⑤16世紀ごろの世界」では、地図の縮尺が小さいことに照らして「スペイン」の都市と「ポルトガル」の都市を区別して配置しておらず、マゼラン(一行)の出航の場所に意識を向ける記述ともなっていないことから、マゼランの航路を示す矢印(教育出版は緑色点線、育鵬社は薄紫色実線)の開始点がどの国(都市)であるかを特に意識させるものではなく、マゼラン(一行)がスペインの位置するイベリア半島から出航し、一周して戻ってきたという航路全体に意識を向けさせることを意図しているものとも考えられる。</p> <p>よって、これらの縮尺に基づく育鵬社及び教育出版の各記載は本件申請図書における記載と異なり、中学校段階の合理的一般人が誤解するおそれはないといえ、「生徒が(中略)誤解するおそれがある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>なお、日本文教出版の申請図書(114ページ、乙A27の18の2)は、都市としてはリスボンの記載しかされていないものの、地図の縮尺からして出発地が読み取れる内容となっているところ、マゼランの航路を示す矢印(紫色破線)の始点がポルトガルのリスボンにあることから、中学校段階の合理的一般人において誤解するおそれがあるものとして、原告主張のとおり、検定意見を付している。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の18の1</li> <li>・乙A27の18の2</li> <li>・乙A27の18の3</li> <li>・乙A27の18の4</li> </ul>

訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
19	162	写真	「⑤坂本龍馬」 キャプション中、 「土佐藩を通じて 徳川慶喜に大政奉 運をはたらきかけ たともいわれま す。」	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。 この点、坂本龍馬の大政奉運に対する関与については、坂本龍馬の大政奉運の構想は、後藤象二郎の理解と同意を得たうえで、土佐藩の前藩主である山内豊信(容堂)の理解と同意を得るという段階を踏んで、土佐藩の方針となり、土佐藩の建白書として徳川慶喜に提出されたと理解するのが現在の歴史学において定着している通説的考え方である(乙A28の19の1)。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(162ページ、乙A27の19の1)の「⑤坂本龍馬」の解説文中では、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉運をはたらきかけたともいわれています。」と記述されている。 しかしながら、通説的考え方については上記【検定基準等】のとおりであるところ、本件申請図書の記述は、上記の歴史的な事実が過度に省略されており、中学校段階の合理的一般人が、坂本龍馬による働きかけに係る因果経過を理解することなく、坂本龍馬が、後藤象二郎らの関与なしに、徳川慶喜に単独で働きかけを行ったと誤って認識するおそれがある。 よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】 原告の挙げる教育出版の申請図書(166ページ、乙A27の19の2)の「坂本龍馬と大政奉運」における記述は、「龍馬は(中略)後藤象二郎に「船中八策」とよばれる新しい日本の政治構想を話したといわれています。(中略)後藤は、その後、土佐藩を通じて大政奉運を徳川慶喜に勧め(中略)」とあり、働きかけの関係者である後藤象二郎が記載されているとともに、働きかけに係る因果経過について、前記【検定基準等】の因果経過を概括的にまとめたものと理解することができるのであって、中学校段階における合理的一般人において、坂本龍馬が徳川慶喜に直接的な働きかけを行い、大政奉運が実現したと誤って理解されるおそれはない。 また、育鵬社の申請図書(175ページ、乙A27の19の5)の「大政奉運」の記述では、「公武合体の立場をとる土佐藩では、坂本龍馬や後藤象二郎が、前藩主の山内豊信(容堂)を通して慶喜に、倒幕派の先手を打って政権を朝廷に返すよう進言しました。慶喜は(中略)政権を朝廷に返すことを発表しました(大政奉運)」とあり、上述の因果関係に照らして、働きかけの関係者である後藤象二郎が記載されているとともに、後藤象二郎本人の働きかけが前藩主の山内豊信(容堂)に対してなされている前記の因果関係の一部が記述されていると理解できる。このことから、中学校段階における合理的一般人において、坂本龍馬が何らの関与を得ずに徳川慶喜に直接的な働きかけを行い、大政奉運が実現したと誤って理解されるおそれはない。 また、日本文教出版の申請図書(179ページ、乙A27の19の3)の「幕府に代わる政府を考えた海援隊」中の記述は、「海援隊は、幕末、土佐藩(高知県)を脱藩した浪士の坂本龍馬が中心となり、長崎を本拠地として結成された組織です。(中略)政治的結社でもありました。そこでは憲法を定め、議会を開設するという新しい国家構想が議論されていました。この構想は、土佐藩の大政奉運建白書に引きつがれていくこととなりました。」とあり、帝国書院の申請図書(166ページ、乙A27の19の4)の坂本龍馬の写真解説文中の記述は、「新しい時代に必要な八つの政策を語り、大政奉運の実現に力を尽くしました。」とあるのであって、本件申請図書と同様に坂本龍馬が徳川慶喜に直接的な働きかけを行い、大政奉運が実現した旨の記述自体がないため、坂本龍馬による働きかけに係る因果経過を誤って理解するおそれはない。 よって、教育出版、育鵬社、日本文教出版社及び帝国書院の各記述は、本件申請図書の記述内容とは異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として ・乙A27の19の1 ・乙A27の19の2 ・乙A27の19の3 ・乙A27の19の4 ・乙A27の19の5</p> <p>裏付け資料として ・乙A28の19の1</p>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
20	159	写真	⑤タイトル「ペリー神奈川上陸図」	3-(1)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(1)では「図書の内容に、誤りや不正確なところ(中略)はないこと」とされている。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(159ページ、乙A27の20の1)における「⑥ペリー神奈川上陸図」の絵画は、「神奈川県・横浜開港資料館蔵」の絵画として示されているところ、「神奈川県・横浜開港資料館蔵」の当該絵画の正式名称は「ペリー提督・横浜上陸の図」である(乙A28の20の1)。 他方、類似の絵画が東京国立博物館にも所蔵されているところ、当該絵画の正式名称は「ペリー提督神奈川上陸図」である(乙A28の20の2)。 このことから、横浜開港資料館に所蔵されている絵画である「ペリー提督・横浜上陸の図」を説明する際に、「ペリー神奈川上陸図」と示すことは、双方の絵画を同定する上で重要となる「横浜上陸」・「神奈川上陸」の表記を誤るものであって、本件申請図書に掲載している絵画自体とその正式名称が一致しておらず、検定基準上の「不正確」なものと評価することができる。 よって、当該記述は、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】 原告の挙げる育鵬社の申請図書(171ページ、乙A27の20の2)における「⑥ペリー神奈川上陸図」の絵画は、「(東京国立博物館蔵)」との記述があり、同館所蔵の絵画を「神奈川上陸図」と示していることから、「(提督)との肩書の有無」という点において東京国立博物館蔵の絵画の正式名称と乖離が多少あるものの本件申請図書のような双方の絵画を同定する上で重要となる「横浜上陸」・「神奈川上陸」の表記の不一致はなく、検定基準上の「誤り」ないし「不正確」とまで評価することができない。 また、山川出版社の申請図書では、絵画の正式名称を示す際に『』を用いているところ(例えば、同社171ページにおける『大政奉還』参照。)、当該申請図書における「黒船来航図」(154ページ)や「黒船の来航」(166ページ)の記述は、絵画の正式名称を示すものではないものとして記載されているから、絵画の名称について不正確な記述がなされた事実は存在しない(以上、乙A27の20の3)。 学び舎の申請図書も同様に、絵画の正式名称を示す際に『』と用いているところ(例えば、当該申請図書(154ページ)における『幕末江戸市中騒動図』参照。)、当該申請図書(151ページ)における「横浜に上陸するペリー(横浜開港資料館蔵)」の記述は、絵画の正式名称を示すものではないものとして記載されているから、絵画の名称について不正確な記述がなされた事実は存在しない(以上、乙27の20の4)。 よって、育鵬社、山川出版社及び学び舎の各記載は、本件申請図書の記載内容とは異なり、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」があるものではなく、検定基準第2章3(1)には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として ・乙A27の20の1 ・乙A27の20の2 ・乙A27の20の3 ・乙A27の20の4</p> <p>裏付け資料として ・乙A28の20の1 ・乙A28の20の2</p>



訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
21	189	図	「⑤列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>そして、教科書上では、日本を含む列強諸国が勢力を及ぼしていた範囲を地図上で表すとき、「勢力圏」「勢力範囲」のように表記されることが多いところ、日本を含む列強諸国が勢力を及ぼしていた範囲に「領土外」を含む場合と含まない場合があり、「領土外」を含む場合には、「領土」・「領土外」の違いを理解できるような工夫が求められる。</p> <p>この点、1899年当時、台湾は日本の植民地(日本の領土の一部。以下同じ。)であった一方で、朝鮮や中国の福建省は植民地ではなかった(すなわち、日本の領土外)ものの、日本の勢力が及んでいたものとされている(乙A28の21の1)。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(189ページ。乙A27の21の1)の図「⑤列強による清国分割」のキャプション説明文では、日本の植民地とされている台湾について、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」と説明されている。また、当該図中では、福建省と台湾にまたがって「日本の勢力圏」と記載されているとともに、福建省、台湾及び朝鮮が同一の色で塗色されている。本文、図のいずれにおいても、日本の「領土(植民地)」であった台湾と、「領土外」である朝鮮及び福建省の違いを明確にする記述はない。</p> <p>以上のような本件申請図書の記述及び図を読んだ中学校段階の合理的一般人は、同一の色で塗色された朝鮮、福建省及び台湾が「領土」か「領土外」かの区別を認識することなく、同列のものであると誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告の挙げる育鵬社の申請図書(197ページ。乙A27の21の2)における「⑦列強の中国進出」の図中では「台湾」、「福建」及び「大韓帝国(韓国)」は日本の勢力範囲として塗色されているものの、「台湾」の部分において「1895(日)」と記述されるとともに、本文中においても「清は遼東半島や台湾などを日本にゆずる」と記述されていることから、中学校段階の合理的一般人が、「領土」と「領土外」を区別して認識することができ、同一塗色された朝鮮、福建省及び台湾が同列であると誤って理解するおそれはない。</p> <p>山川出版社の申請図書(196ページ。乙A27の21の3)における「③列強による中国進出」の図では、日本の「勢力圏」として台湾と日本列島のみが塗色されている。これにより、中学校段階の合理的一般人において、「領土」と「領土外」の混同は生じないので、事実を誤って理解するおそれはない。</p> <p>よって、育鵬社及び山川出版社のこれらの記載は、本件申請図書の記載と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の21の1</li> <li>・乙A27の21の2</li> <li>・乙A27の21の3</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の21の1</li> <li>・乙A28の21の2</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
22	239	囲み	「⑥開戦を聞いた文化人の声」中、坂口安吾の声（全体）	2-(9)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章2（9）では「引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、（中略）その取扱いは公正であること」とされている。</p> <p>このうち「引用」に関して、小説は、事実をもとにしたものであっても創作エピソードが含まれるものである。これに対し、日記は一般に個人の行動を記録したものであり、エッセイは自らの体験や見聞を書いたものである。このことから、創作エピソードを含む属性の小説と創作エピソードを含まない属性の日記・エッセイは、その史料自体の性質・特徴が異なるのであって、歴史的分野の教科用図書における引用に際してもその区別は明確にされるべきものであり、小説か日記・エッセイかの別を明示することなく同列に並べるのは公正さを欠くものといえる。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書（239ページ、乙A27の22の1）における「⑥開戦を聞いた文化人」中の「永井荷風」（乙A28の22の1）、「高村光太郎」（乙A28の22の2）及び「古川ロッパ」（乙A28の22の3）の各記述は日記やエッセイの一節の引用である。一方で、同ページの「坂口安吾」による記述部分は、雑誌『文芸』1942年6月号の小説欄に掲載されたもの、すなわち小説の引用であるとしている（乙A28の22の4）。</p> <p>本件申請図書の当該記述部分では、これらの出典についての記載がされていないだけでなく、体裁としても史料自体の性質・特徴の異なる小説と日記・エッセイが（小説か日記・エッセイかの別を明示することなく）単純に同列に並べられていることにより、取扱いとして不正なものとして評価せざるを得ない。</p> <p>よって、当該記述は、「引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、（中略）その取扱いは公正」（検定基準第2章2（9））とはいえないことから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告が挙げる東京書籍（241ページ、乙A27の22の2）における「島崎藤村と「破戒」」中では、「1906年に刊行された島崎藤村の小説「破戒」は、部落差別を正面から取り上げた作品です。主人公である瀬川丑松は（中略）。一方、もう一人の主人公である猪子蓮太郎は（中略）。」と記述されていることに照らすと、小説そのものを紹介しているため、史料の扱いは適切であると評価できる。</p> <p>このことから、東京書籍の当該部分は、本件申請図書の史料の取り扱いと異なり、当該史料を小説として正しく取り扱っていることから「引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、（中略）その取扱いは公正」（検定基準第2章2（9））といえ、検定意見を付しなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の22の1</li> <li>・乙A27の22の2</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の22の1</li> <li>・乙A28の22の2</li> <li>・乙A28の22の3</li> <li>・乙A28の22の4</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
23	244	側注1	日本軍の死者約9万4000人を出す激戦の末	3-(1)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(1)では「図書の内容に、誤りや不正確なところ(中略)はないこと」とされている。この点、沖縄戦戦没者の推計状況は、沖縄県出身の軍人と軍属を合算して2万8228人、他都道府県出身の正規軍人が6万5908人であるとされている(合計9万4136人。乙A28の23の1、乙28の23の2)。そして、沖縄県出身の軍人・軍属(2万8228人)の中には、正規の「日本軍」として旧兵役法に基づく徴兵手続を履行しないような形で召集が行われた者も含まれている。例えば、直前まで一般住民であった学徒を、法的な手続に則ったものとは到底いえない方法で召集したもの(学徒隊。乙A28の23の3・318及び319ページ)や、動員を強制する法的根拠がなく、本来は自らの意思で志願するはずの義勇兵という名目で、軍や行政からの参加指示による実質的な強制を受けて編成されたもの(乙A28の23の3・318ページ注7参照。)などである。加えて、防衛召集においては、17歳未満の者や徴兵検査を受けていない者を召集するなど(乙A28の23の3・328ページ)、法的根拠を欠いたまま召集された者もいる。このような実情を踏まえると、上記「沖縄県出身の軍人・軍属」中、正規の「日本軍」の割合は断定することができないため、本推計(2万8228人)から日本「軍」の死者数を正しく算出することは困難である。</p> <p>また、沖縄戦における沖縄県民の死者数については、通常、一般県民の死者数(一般住民と戦闘参加者。以下同じ。)9万4000人、沖縄県出身軍人・軍属の死者数2万8228人の合計で、12万人以上(12万2228人)とされている(乙28の23の2・133ページ下段及び134ページ上段。加えて、近年では、終戦前後の餓死・マラリアなどによる犠牲者を合わせ、総数で約15万人前後に達するという推定もなされている。乙28の23の1・141ページ下段)。そして、沖縄戦における日本人の全戦没者数は、上記の一般県民の死者数、沖縄出身軍人・軍属の死者数に、他都道府県出身兵の死者数6万5908人を加えた、約18万8000人(18万8136人)とされている(以上、乙A28の23の1・141ページ下段)。</p> <p>なお、沖縄戦時の沖縄県人口は約59万人余であり、そのうち約7万3000人から8万人は、当時九州各県や台湾へ疎開していたとされている(沖縄県人口につき、乙A28の23の4。疎開者の数につき、乙A28の23の2及び3。)</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(244ページ。乙A27の23の1)においては、「日本軍の死者数約9万4000人」と記述されている。</p> <p>本件申請図書の当該記述は、前記【検定基準等】に挙げた各史料を踏まえると、正規の徴兵手続を経た日本「軍」の死者の数として、直前まで一般市民であったような人々など「軍」とは評価できない人々が含まれた2万8228人を全て計上した上で、正規軍人6万5908人と合算し、「日本軍の死者約9万4000人」と記述しているものといえる。</p> <p>このことから、当該記述は、正規の徴兵手続を経た日本「軍」の死者数を理解する上で不正確なものと評価できる。よって、当該記述は、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当するものとして、検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告の挙げる東京書籍の申請図書(239ページ。乙A27の23の2)の「沖縄県民の犠牲者は、当時の人口の約4分の1に当たる12万人以上になりました」、及び日本文教出版の申請図書(251ページ。乙A27の23の3)の「県民のおよそ4分の1にあたる12万人以上の人々が命を落としました。」の記述は、上述の沖縄県出身者の犠牲者数の合計(12万2228人。乙A28の23の2・133ページ下段、134ページ上段)に照らすと、不正確なものと評価することができない。</p> <p>次に、教育出版の申請図書(246ページ。乙A27の23の4)の「沖縄戦では、約60万人の県民のうち、死者が12万人に達しました。」との記述は、死者数については東京書籍及び日本文教出版と同様であり、また、県民数を「約60万人」とする点についても、上述の疎開分の人口まで含めた数(約59万人余)に照らすと、不正確なものと評価することができない。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZA27の23の1</li> <li>・ZA27の23の2</li> <li>・ZA27の23の3</li> <li>・ZA27の23の4</li> <li>・ZA27の23の5</li> <li>・ZA27の23の6</li> <li>・ZA27の23の7</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZA28の23の1</li> <li>・ZA28の23の2</li> <li>・ZA28の23の3</li> </ul>

訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
					<p>また、育麟社の申請図書（245ページ。乙A27の23の5）の「県民も含めた日本側の死者は18万人～19万人にのぼり、その半数以上は一般市民でした」の記述は、上述の沖縄戦における日本人の全戦没者数（約18万8000人）に照らすと必ずしも不正確と評価できない。</p> <p>さらに、山川出版社の申請図書（249ページ。乙A27の23の6）「⑤沖縄戦」中の「死者は軍民あわせて18万人余りになった。当時の沖縄県の人口は約50万人であった。」の記述は、上述の沖縄戦における日本人の全戦没者数（約18万8000人）及び在住者数（約59万人余のうち約7万3000人ないし8万人が疎開中）に照らすと必ずしも不正確なものとは評価できない。</p> <p>最後に、学び舎の申請図書（239ページ。乙A27の23の7）の「沖縄戦での沖縄県民の死者は15万人（人口約60万人）にのぼったと推定されています」の記述については、上述のマラリア病死などを加えた県民の死者総数（約15万人）及び疎開分を含めた人口（約59万人余）に照らして、不正確なものとは評価できない。</p> <p>よって、東京書籍、日本文教出版、教育出版、育麟社、山川出版社及び学び舎の各記述は「図書の内容に、誤りや不正確なところ」（検定基準第2章3（1））には該当しないものとして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	

訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
24	253	右上囲み	【課題②について書いたさくらのノート】中、「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」	3-(1)	<p>【検定基準等】  検定基準第2章3(1)では「図書の内容に、誤りや不正確なところ(中略)はないこと」とされている。  この点、日英同盟は、締結国の日本とイギリスの両国が合意の上、条約が終了したものであるとされている(乙A28の24の1、乙A28の24の2)。</p> <p>【本件申請図書について】  本件申請図書(253ページ。乙A27の24の1)では、「【課題②について書いたさくらのノート】」における「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」とされている。  そして、「破棄」とは、契約などを一方的に取り消すことという意味で使用されることから(乙A28の24の2)、日英同盟の条約終了が双方の合意に基づく経緯に照らし、「破棄」は不正確な用語の使い方である。  よって、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当するものとして、検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】  原告の挙げる日本文教出版の申請図書(229ページ。乙A27の24の2)では「日英同盟の廃止」と記述されている。「廃止」とは、「(従来の制度・慣習などを)やめて行わなくすること」を意味するものであり(乙A28の24の3)、この記述は一方的に取り消す意味を包含しないものであることから、上述の経緯に照らして、不正確と評価することはできない。  また、帝国書院の申請図書(217ページ。乙A27の24の3)では「日英同盟は廃棄されました」と記述されている。「廃棄」とは、「条約の効力などを失わせること」を意味するものであり(乙A28の24の3)、この記述は一方的に取り消す意味を包含しないものであることから、上述の経緯に照らして、不正確と評価することはできない。  よって、日本文教出版及び帝国書院の申請図書の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】  以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	白表紙本該当箇所として ・乙A27の24の1 ・乙A27の24の2 ・乙A27の24の3 裏付け資料として ・乙A28の24の1 ・乙A28の24の2 ・乙A28の24の3

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
25	108	囲み	「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、毛利輝元は、関ヶ原の戦いでは直接戦場に赴かず、大阪城にとどまっていたという歴史的事実がある(乙A28の25の1)。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(108ページ。乙A27の25の1)における「③300年以上命脈を保った毛利氏」のキャプション解説文中、「輝元の時代には(中略)関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました。」と記述されている。</p> <p>当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、上記の歴史的事実に反して、毛利輝元本人が実際に関ヶ原の戦場に赴き、戦いに参加したものと誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして、検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>山川出版社の申請図書(120ページ。乙A27の25の2)では「石田三成は、毛利輝元らの大名に呼びかけ、1600(慶長5)年に家康と戦ったが敗れた(関ヶ原の戦い)」と記述されているところ、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、毛利輝元が実際に関ヶ原の戦場に赴き、戦いに参加したと読み取ることができないことから、誤って理解するおそれはない。</p> <p>よって、当該図書の当該記述では、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないものとして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の25の1</li> <li>・乙A27の25の2</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の25の1</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
26	157	1 - 4	1808(文化5)年、イギリスの軍艦フェートン号は…出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水(薪と水)や食料を強奪しました(フェートン号事件)。(156ページ表「②主な外国船の接近」中、フェートン号事件の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様)	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。 この点、フェートン号事件の原因は、当時、オランダ本国はフランスの支配下にあり、フランスの敵国であったイギリスの軍艦フェートン号がオランダ商船の拿捕を目的として長崎に入港したものであって、薪水を強奪する目的で入港したのではない歴史的事実がある(乙A28の26の1)。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(157ページ、乙A27の26の1)では「1808(文化5)年、イギリスの軍艦フェートン号は、オランダ国旗を掲げてオランダ船を擬装し、長崎に入港しました。フェートン号は出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水(薪と水)や食料を強奪しました(フェートン号事件)。」と記述しているとともに、「②主な外国船の接近」(同156ページ)では、フェートン号接近の「目的等」欄に「薪水強奪」と記述している。 しかしながら、フェートン号の長崎来港目的は【検定基準等】記載のとおりであるところ、本件申請図書における上記の双方の記述を併せて読んだ中学校段階の合理的一般人は、フェートン号の長崎への入港の目的が、前記【検定基準等】記載のイギリスとオランダの対立を背景としたオランダ船拿捕にあったという歴史的事実を認識できず、初めから薪水や食料の強奪を目的としていたものであると、歴史的事実に反した事実を誤って理解するおそれがある。 よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして、検定意見を付した。 なお、以上の趣旨は、乙A18・26枚目(右肩の表示による。)[「指摘事項」欄において、「『目的等』欄の『薪水強奪』も同様」と明記して示しているところであり、中学校段階における合理的一般人において、原告らのいう、「『オランダ国旗を掲げてオランダ船を擬装した』旨の記述のみから、これが薪水強奪のための詐術などではなくイギリスとオランダの対立関係を表しているのだと理解することは困難である。</p> <p>【他社の申請図書について】 原告の挙げる東京書籍の申請図書(136ページ、乙A27の26の2)では「1808年には、イギリスの軍艦が長崎の港に侵入する事件が起こりました。」と記述され、かつ、141ページの地図中「イギリスの軍艦フェートン号が、オランダ船をとらえるために長崎港に侵入。オランダ商館員をとらえて、まきと水、食料を要求」と記述されているところ、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、イギリスの軍艦の入港目的はオランダ船の拿捕であり、結果として、オランダ商館員を捕らえ、まきと水、食料を要求したと誤りなく理解することができる。 また、育麟社の申請図書(140ページ、乙A27の26の3)では「1808(文化5)年、イギリスのフェートン号が長崎港に侵入し、オランダ商館員を連れ去り港内で乱暴をはたらくという事件が起こりました(フェートン号事件)。」と記述され、かつ、141ページの地図中、「イギリスの軍艦フェートン号がオランダの船を追って侵入。オランダ商館員を捕らえ、薪や水を強要。」と記述されている。これらの記載ぶりから、中学校段階の合理的一般人において、「オランダ商館員を捕らえ、薪や水を強要」の記述が長崎入港の目的と認識することはないものといえるから、フェートン号の目的が薪、水及び食料の強要であると上述の歴史的事実を誤って理解するおそれはない。 よって、東京書籍及び育麟社のこれらの記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として ・乙A27の26の1 ・乙A27の26の2 ・乙A27の26の3 裏付け資料として ・乙A28の26の1</p>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
27	50	側注3	大宰府は地方官庁、太宰府は地名。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、「大宰府」及び「太宰府」については、役所名・地名で用いる際に歴史上混用されてきたところ、「太宰府」を地名を示す名称とし、「大宰府」を役所名を示す名称とする使い分けは、現代になって提唱された飽くまで便宜的なものである(乙A28の27の1)。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(50ページ、乙A27の27の1)では、「③大宰府・太宰府」において「大宰府は地方官庁、太宰府は地名。」と記述されている。</p> <p>しかし、前記【検定基準等】のとおり、使い分けが便宜的になされているにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、地方官庁を示す「大宰府」と地名を示す「太宰府」とが、過去の時代から(歴史的に)引き続き使い分けられてきたものと誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして、検定意見を付した。</p> <p>なお、原告は、検定意見の趣旨を、「大宰府と太宰府は過去に「混用」した例があるから、注記の一般法則は成り立たないと言いたいのである。」(訴状別紙2・34ページ)と主張するが、検定意見の趣旨は上記のとおりである。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告の挙げる山川出版社の申請図書(59ページ、乙A27の27の2)では、「⑨大宰府政庁跡」において「(前略)国の外交や軍事の拠点である役所「大宰府」が置かれた」と記述されており、この記述から中学校段階の合理的一般人が、当該時代においては「役所」として「大宰府」が置かれたことを認識することはあるものの、これは誤った認識ではない。また、当該記述からして、本件申請図書とは異なり、「大宰府」と「太宰府」が過去の時代から(歴史的に)使い分けられてきたかのように誤って理解するおそれもないといえる。</p> <p>よって、山川出版社の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の27の1</li> <li>・乙A27の27の2</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の27の1</li> </ul>



訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
28	166	囲み	「③太政官（新政府）を構成する要人」中、「※「太政官」の読み方 日本の律令制では「だいじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、「太政官」の読み方について、律令制の官庁を「だいじょうかん」、明治政府の行政機構を「だじょうかん」と読むという明確なルールが定まっていたという歴史的事実はない（乙A28の28の1ないし3）。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書（166ページ、乙A27の28の1）では、「太政官（だじょうかん）（新政府）を構成する要人」において「※「太政官」の読み方 日本の律令制では、「だいじょうかん」、明治維新政府は、「だじょうかん」と読みます。」と記述されている。</p> <p>当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該歴史的事実に反して、日本の律令制における「太政官」は「だいじょうかん」と読むとともに明治維新政府における「太政官」は「だじょうかん」と読むという一般的な読み方のルールが存在しているものと誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>原告の挙げる東京書籍の申請図書本文（40及び48ページ）、「⑥律令による役所の仕組み」（40ページ）、「④御堂関白記」（49ページ）及び「⑥新政府の仕組みと正院の政治家たち」（169ページ。以上、乙A27の28の2）、教育出版の申請図書本文（43及び168ページ。乙A27の28の3）、帝国書院の申請図書本文（39及び170ページ）、「③律令国家の政治のしくみ」（39ページ）及び「②明治政府のしくみ」（170ページ。乙A27の28の4）、日本文教出版の申請図書「⑤律令国家の政治の仕組み」及びコラム「天皇や太政官の仕事」（45ページ）、本文及び「③新政府のしくみ」（180ページ。以上、乙A27の28の5）、育麟社の申請図書「⑥律令政治（中央）のしくみ」（53ページ）及び「②明治新政府のしくみ」（178ページ。以上、乙A27の28の6）、並びに山川出版社の申請図書本文及び「②律令国家の仕組み」（140ページ）並びに「⑥藩閥政府」（173ページ。以上、乙A27の28の7）では、それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられている「太政官」の読み仮名をそれぞれ付したものであり、日本の律令制における「太政官」を「だいじょうかん」と読むとともに、明治維新政府における「太政官」を「だじょうかん」と読むという一般的な読み方のルールを記述したものではない点で申請図書と異なる。</p> <p>よって、これらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、「太政官」がそれぞれの時代においてそれぞれの読み方に基づくものと理解するとともに、日本の律令制における「太政官」は「だいじょうかん」と読むとともに明治維新政府における「太政官」は「だじょうかん」と読むという一般的な読み方のルールが存在しているものと誤って理解するおそれはない。</p> <p>よって、東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育麟社及び山川出版社のこれらの記述では、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の28の1</li> <li>・乙A27の28の2</li> <li>・乙A27の28の3</li> <li>・乙A27の28の4</li> <li>・乙A27の28の5</li> <li>・乙A27の28の6</li> <li>・乙A27の28の7</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A28の28の1</li> <li>・乙A28の28の2</li> <li>・乙A28の28の3</li> </ul>

訴状 別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
29	172	囲み	「④「蛍の光」と国境」中、「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、「蛍の光」は卒業時に歌うのにふさわしい歌として生まれたとされているところ、「蛍の光」の歌詞における「千島のおくも沖縄も やしまのうちの護りなり」の部分については、その歌詞自体が領土教育の意図を含んでいると断定するに足りる史料的根拠や「蛍の光」を論じた学術論文などは確認できず、歌詞自体が領土教育の意図を含んでいることが歴史学では通説的考え方とはいえない。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書（172ページ。乙A27の29の1）では「④「蛍の光」と国境」において「（前略）その4番にはこんな歌詞がありました。「千島のおくも沖縄も やしまのうちの護りなり・・・」。これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており、国民国家をつくる上で重要なことでした。」と記述されている。</p> <p>しかし、前記【検定基準等】に述べた学説の状況に照らすと、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該歌詞の部分が領土教育の意図で作られたことが通説的な考え方であると誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）に該当するものとして、検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】</p> <p>山川出版社の申請図書（197ページ。乙A27の29の2）における「「蛍の光」コラム」では、当該コラム①ないし⑨の時代に応じて「蛍の光」の4番の歌詞が変遷している旨記述されているところ、当該記述は客観的な歌詞の変遷を記述したにとどまるものである。「日本の領土拡大とともに歌詞がどのように変更されているか見てみよう」の記述については、日本の領土の拡大とともに「蛍の光」の歌詞が変遷したことを注意的に促しているのみで、「蛍の光」の歌詞自体に領土教育の意図があったことの記述はなく、そのような意図を読み取ることもできない。</p> <p>当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該歌詞の部分が領土教育の意図で作られたことが事実であると誤って理解するおそれはない。</p> <p>よって、山川出版社の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）には該当しないことから、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の29の1</li> <li>・乙A27の29の2</li> </ul>

訴状別紙 2 通番	本件申請図書における指摘箇所			被告の主張		証拠
	ページ	行など	内容	検定基準		
30	35	囲み	<p>「⑥『漢委奴国王』の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」</p>	3-(1)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(1)では「図書の内容に、誤りや不正確なところ(中略)はないこと」とされている。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(35ページ、乙A27の30の1)における「⑥『漢委奴国王』の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」と記述されているところ、当該記述態様を踏まえると、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」の部分は『後漢書』の引用と評価される。</p> <p>しかし、『後漢書』では光武帝が賜ったのは「印綬」と記述されていることを踏まえると(乙A28の30の1及び2)、不正確な記述であるといわざるを得ない。</p> <p>よって、当該記述は、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当するものとして、検定意見を付した。</p> <p>【他社の申請図書について】 原告の挙げる山川出版社の申請図書(32ページ「②中国の歴史書にみる日本列島の様子」コラム部分。乙A27の30の3)は正確に『後漢書』の記述を引用しているとともに、同申請図書(32ページ本文)、東京書籍の申請図書(33ページ。本文、「⑥『漢委奴国王』と刻まれた金印」部分及び「⑨『後漢書』東夷伝」部分。乙A27の30の2)、教育出版の申請図書(25ページ本文、及び33ページ本文及び「⑦『漢委奴国王』と刻まれた金印」の部分。乙A27の30の4)、学び舎の申請図書(30ページ本文、及び31ページ本文及び同写真説明文(「倭の奴国王の金印」)乙A27の30の5)、帝国書院の申請図書(28ページ。本文、「1~2世紀ごろの日本」のコラム及び「④『漢委奴国王』と彫られた金印」部分。乙A27の30の6)、日本文教出版の申請図書(31ページ本文、及び同「⑦『漢委奴国(国)王』という文字がほられた金印」。乙A27の30の7)並びに育麟社の申請図書(35ページ本文、及び同「⑥金印」。乙A27の30の8)は、史料を引用したと評価される記述方法ではないため、史料に照らして「不正確」と評価することはできない。</p> <p>よって、東京書籍、山川出版社、教育出版、学び舎、帝国書院、日本文教出版及び育麟社における当該記述と本件申請図書の記述内容は異なるものであり、「図書の内容に誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の30の1</li> <li>・乙A27の30の2</li> <li>・乙A27の30の3</li> <li>・乙A27の30の4</li> <li>・乙A27の30の5</li> <li>・乙A27の30の6</li> <li>・乙A27の30の7</li> <li>・乙A27の30の8</li> </ul> <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙A27の30の1</li> <li>・乙A27の30の2</li> </ul>

副本

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

原告 株式会社自由社

被告 国ほか3名

証拠説明書(2)

令和4年3月31日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告国指定代理人

市原麻衣 

唐沢真一 

高橋佑介 

安井順一郎 

度會友哉 

廣野宏正 

池田真信 

永野徳史 

古閑喜周 

略語等は準備書面の例による。

なお、書証は検定意見ごとに提出するため、重複することがある。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙A27	令和元年度検定申請図書の白表紙本【抜粋】 (作成者及び抜粋ページは別紙1記載のとおり)	写し	別紙1のとおり(いずれも文部科学省が受け付けた日である。)
乙A28	本件申請図書の検定意見相当箇所に係る根拠資料【抜粋】 (標目、作成者及び抜粋ページは別紙2記載のとおり)	写し	別紙2のとおり
乙A29	中学校学習指導要領(平成29年告示)【抜粋】50、51及び55ページ (文部科学省)	写し	H29:3(告示)

枝番号		(作成者)	ページ	作成 年月日
検定 意見	被引用			
01	1	自由社	142	H31.4.17
01	2	学び舎	121	H31.4.16
02	1	自由社	102	H31.4.17
02	2	教育出版	28、98、99	H31.4.19
03	1	自由社	225	H31.4.17
03	2	帝国書院	216	H31.4.18
03	3	日本文教出版	231	H31.4.18
04	1	自由社	36	H31.4.17
04	2	帝国書院	30	H31.4.18
05	1	自由社	89	H31.4.17
05	2	東京書籍	83	H31.4.18
05	3	日本文教出版	95	H31.4.18
06	1	自由社	269	H31.4.17
06	2	東京書籍	243	H31.4.18
06	3	学び舎	264	H31.4.16
06	4	日本文教出版	260	H31.4.18
07	1	自由社	156	H31.4.17
07	2	山川出版社	140、141	H31.4.16
07	3	育鵬社	140	H31.4.19
08	1	自由社	253	H31.4.17
08	2	山川出版社	240	H31.4.16

枝番号		(作成者)	ページ	作成年月日
検定意見	被引用			
08	3	日本文教出版	244、245	H31.4.18
08	4	帝国書院	238	H31.4.18
09	1	自由社	44	H31.4.17
09	2	育鵬社	46、47、54	H31.4.19
10	1	自由社	5、156、157	H31.4.17
10	2	帝国書院	巻頭3、160、161	H31.4.18
10	3	日本文教出版	目次2、172、173	H31.4.18
11	1	自由社	70	H31.4.17
11	2	帝国書院	62	H31.4.18
12	1	自由社	68	H31.4.17
12	2	東京書籍	18、19	H31.4.18
13	1	自由社	21	H31.4.17
13	2	東京書籍	30	H31.4.18
13	3	日本文教出版	28	H31.4.18
14	1	自由社	31	H31.4.17
14	2	帝国書院	16、17、27	H31.4.18
15	1	自由社	44	H31.4.17
15	2	育鵬社	41	H31.4.19
15	3	学び舎	38	H31.4.16
15	4	東京書籍	35	H31.4.18
15	5	山川出版社	36	H31.4.16

枝番号		(作成者)	ページ	作成年月日
検定意見	被引用			
16	1	自由社	71	H31.4.17
16	2	育鵬社	74、75	H31.4.19
17	1	自由社	9、11、 49、279	H31.4.17
17	2	帝国書院	折込6	H31.4.18
18	1	自由社	105	H31.4.17
18	2	日本文教出版	114	H31.4.18
18	3	育鵬社	108	H31.4.19
18	4	教育出版	103	H31.4.19
19	1	自由社	162	H31.4.17
19	2	教育出版	166	H31.4.19
19	3	日本文教出版	178、179	H31.4.18
19	4	帝国書院	166	H31.4.18
19	5	育鵬社	175	H31.4.19
20	1	自由社	159	H31.4.17
20	2	育鵬社	171	H31.4.19
20	3	山川出版社	154、166、 171	H31.4.16
20	4	学び舎	151、154	H31.4.16
21	1	自由社	189	H31.4.17
21	2	育鵬社	197	H31.4.19
21	3	山川出版社	196	H31.4.16
22	1	自由社	239	H31.4.17



枝番号		(作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
2 2	2	東京書籍	241	H31. 4. 18
2 3	1	自由社	244	H31. 4. 17
2 3	2	東京書籍	239	H31. 4. 18
2 3	3	日本文教出版	251	H31. 4. 18
2 3	4	教育出版	246	H31. 4. 19
2 3	5	育鵬社	245	H31. 4. 19
2 3	6	山川出版社	249	H31. 4. 16
2 3	7	学び舎	239	H31. 4. 16
2 4	1	自由社	253	H31. 4. 17
2 4	2	日本文教出版	229	H31. 4. 18
2 4	3	帝国書院	217	H31. 4. 18
2 5	1	自由社	108	H31. 4. 17
2 5	2	山川出版社	120	H31. 4. 16
2 6	1	自由社	156、157	H31. 4. 17
2 6	2	東京書籍	136	H31. 4. 18
2 6	3	育鵬社	140、141	H31. 4. 19
2 7	1	自由社	50	H31. 4. 17
2 7	2	山川出版社	59	H31. 4. 16
2 8	1	自由社	166	H31. 4. 17
2 8	2	東京書籍	40、41、 48、49、 169	H31. 4. 18

枝番号		(作成者)	ページ	作成 年月日
検定 意見	被引用			
28	3	教育出版	43、168	H31.4.19
28	4	帝国書院	38、39、 170	H31.4.18
28	5	日本文教出版	45、180	H31.4.18
28	6	育鵬社	52、53、 178	H31.4.19
28	7	山川出版社	40、173	H31.4.16
29	1	自由社	172	H31.4.17
29	2	山川出版社	197	H31.4.16
30	1	自由社	35	H31.4.17
30	2	東京書籍	33	H31.4.18
30	3	山川出版社	32	H31.4.16
30	4	教育出版	25、33	H31.4.19
30	5	学び舎	30、31	H31.4.16
30	6	帝国書院	28	H31.4.18
30	7	日本文教出版	31	H31.4.18
30	8	育鵬社	35	H31.4.19

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
03	1	日本史事典 (初版第1刷) (藤野保ほか編)	736、737	H13. 1. 20
04	1	日本史大事典 第6巻 (初版第2刷) (下中弘編)	866、867	H6. 9. 9
04	2	歴史学研究 (1994. 8) (歴史学研究会)	1	H6. 8. 15
04	3	續日本紀研究 第412号 (2014年10月) (續日本紀研究会)	1、34	H26. 10. 20
05	1	今堀日吉神社文書集成 (仲村研編) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	218~221	S56. 4. 20
06	1	公益財団法人日本オリ ンピック委員会ホーム ページ「東京オリ ンピック1964」 (公益財団法人日本オ リンピック委員会)	—	H23. 4
06	2	日本史大事典 第5巻 (下中弘編)	32、33	H5. 11. 18
06	3	日本歴史大事典3 (黒川雄一)	12、13	H13. 3. 10
06	4	日本史広辞典 (日本史広辞典編集員 会編)	381	H9. 10. 22
06	5	山川 日本史小辞典 (改訂新版) (日本史広辞典編集委 員会編)	154	H28. 8. 25

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
07	1	千島通史の研究 (川上淳)	234~245	R2. 11. 20
08	1	日本史事典(初版第1刷) (藤野保ほか編)	764、765	H13. 1. 20
11	1	国史大辞典 第12巻 (国史大辞典編集委員会)	35、127、 128	H3. 6. 30
11	2	『春日駿記絵』と中世 (五味文彦)	54~61	H10. 11. 20
11	3	大日本古記録 中右記 (一) (東京大学史料編纂所 編纂) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	208~211	H5. 3. 26
14	1	日本古代の歴史1 倭国のなりたち (木下正史)	86、87、96 ~101、286	H25. 7. 1
15	1	ヤマト王権 シリーズ 日本古代史② (吉村武彦)	174、175	H22. 11. 19
16	1	荘園(再版) (伊藤俊一)	44~47	R3. 10. 10
19	1	酔鯨 山内容堂の軌跡 土佐から見た幕末史 (家近直樹)	358~365	R3. 10. 20
20	1	よこはま歴史画像集 1. ペリー来航関係 「ペリー提督・横浜上 陸の図」 (横浜開港資料館)	—	H20. 3. 28 (最終更新 日)

枝番号		標目 (作成者)	ページ	作成 年月日
検定 意見	被引用			
20	2	東京国立博物館画像検索「ペリー提督神奈川上陸図」 (東京国立博物館)	—	H16.5.14 (撮影日)
21	1	日本史大事典 第4巻 (下中弘編)	605~607	H5.8.18
21	2	日本史大事典 第5巻 (下中弘編)	514、515	H5.11.18
21	3	日本史広辞典 (日本史広辞典編集委員会編)	1882	H9.10.22
22	1	荷風全集 第二十四巻 (永井壯吉)	592、593	H6.1.28
22	2	高村光太郎全集第六巻 (増補版) (高村光太郎)	294~301、 370、371、 374	H7.3.20
22	3	古川ロッパ昭和日記： 戦中篇 (古川ロッパ)	158~161	S62.12.8
22	4	坂口安吾全集 03 (坂口安吾)	390~401、 560~563、 574	H11.3.20
23	1	平和への証言 沖縄県立平和祈念資料館ガイドブック (沖縄県生活福祉部援護課) ※黄色マーカーは被告国指定代理人による。	140、141	S58.12.25

枝番号		標目 (作成者)	ページ	作成 年月日
検定 意見	被引用			
23	2	沖縄県史別巻 沖縄近代史辞典(復刻第1刷) (沖縄県教育委員会編) ※黄色マーカーは被告国指定代理人による。	130~135	H1. 10. 10
23	3	沖縄県史 各論編6 沖縄戦 (沖縄県教育庁文化財課史料編集班編) ※黄色マーカーは被告国指定代理人による。	314~321、 326~333、 382~389	H29. 3. 10
23	4	故きを温ねて~「1950年沖縄群島要覧」より(沖縄の統計「統計トピックス」平成20年6月号〔No. 357〕) ※黄色マーカーは被告国指定代理人による。	—	H20. 6
24	1	新版 日本外交史辞典 (外務省外交史料館 日本外交史辞典編纂委員会編) ※黄色マーカーは被告国指定代理人による。	684~689	H4. 5. 20
24	2	日本史広辞典 (日本史広辞典編集委員会編) ※黄色マーカーは被告国指定代理人による。	1658	H9. 10. 22
24	3	広辞苑(第7版) (新村出編) ※黄色マーカーは被告国指定代理人による。	2308、 2310、2324	H30. 1. 12

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
25	1	国史大辞典 第13巻 (国史大辞典編集委員会)	802、803	H4.4.1
26	1	国史大辞典 第12巻 (国史大辞典編集委員会)	20、21	H3.6.30
27	1	年報太宰府学 創刊号 (太宰府市市史資料室 編)	2、5、6、8 ~10	H19.3.30
28	1	開化問答二編 下 (小川為治)	1、55	M8.5
28	2	太政官御布告 古物商 取締条例 栃木県御布達 同細則 (中田良夫)	1、26	M17.4
28	3	日本史大事典 第4巻 (下中弘編)	504、505	H5.8.18
29	1	伊沢修三選集 (信濃教育会)	266~273、 1096	S33.7.25
30	1	後漢書 (全12冊) 第 10冊 卷82至卷9 0 (傳9) (中華書局発行) ※奥付は第1冊に付さ れている。黄色マー カーは被告国指定代理 人による。	2820、2821	S40.5 (第1 版)
30	2	全譯後漢書 第十八冊 (渡邊義浩ほか編) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	398~401	H28.9.8